

# ご存知ですか? お米の表示、産地情報の 伝達について



スーパーなどで販売されている袋詰のお米には、消費者の皆様が購入に当たって参考にできるように、一括表示欄にお米に関する情報が記載されています。また、レストラン、食堂などで提供される米飯については、お米の産地情報を知ることができます。これらお米に関する①表示、②産地情報の伝達について、ご説明します。

## 1 スーパーなどで販売されているお米の表示

袋詰めされた玄米・精米は、食品表示法で定められた基準により①名称、②原料玄米、③内容量、④精米時期、⑤食品関連業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示することとなっています。

このうち、産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保存している原料玄米については、「単一原料米」と表示され、その産地、品種及び産年が併記されます。

産地については、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名が表示されています。

### 【表示例1】単一原料米の場合（産地、品種及び産年の根拠のある原料玄米）

名 称	精 米		
	産 地	品 种	产 年
原 料 玄 米	单一原料米		
	〇〇県	△△ヒカリ	〇〇年産
内 容 量	〇〇kg		
精 米 時 期	〇〇年〇〇月〇〇旬(又は〇〇年〇〇月〇〇日)		
販 售 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇—〇〇 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

精米は「精米時期」、玄米は「調製時期」が表示されている。また輸入品でこれが不明なものは「輸入時期」が表示されている。

混合されたものは、これらのうち最も古い時期が表示されている。

食品関連事業者のうち、表示内容に責任を有する者が表示されている。

また、上記に該当しない原料玄米については、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨が表示され、その産地及び使用割合が併記されています。その場合、産地ごとの使用割合が高い順位に表示がされます。

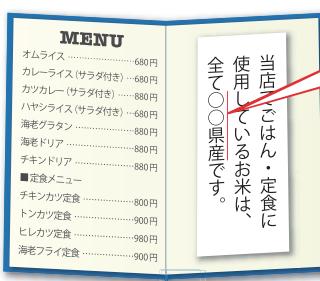
### 【表示例2】単一原料米でない場合

原 料 玄 米	产 地	品 种	产 年	使用割合
	複数原料米			
	国内产			8割
	中国产			2割

## レストラン、食堂などで提供される米飯の産地情報

米トレーサビリティ制度（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）により、お米、米加工品に問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することが義務付けられております。このため、外食店（レストラン、食堂など）では、一般消費者に米飯類の産地情報を伝達する必要があります。伝達手段は、「店内に産地情報を掲示」、「メニューに産地情報を記載」、「店内に産地を知ることができる方法を掲示」があります。産地が国内の場合には「国内産」や「国産」で、産地が外国の場合はその国名で記載します。産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でも構いません。また、産地が外国産の場合、国名を省略して州名等のみで記載を行うことはできません。

### 冊子メニューに表記する例



### 個別メニューごとの表記例



店内に産地を  
知ることができる  
方法を掲示



(その他)  
産地を知ることができる方法を  
掲示した上で、お客様相談窓口、  
Webサイトによる伝達も可。

国産  
○○国産  
○○県産 等



本日のオススメ  
○○○○○  
○○○  
○○○○○

当店で使用して  
いるお米は全  
て県産米です。

(その他)  
店入口の立て看板、  
店内配布チラシ、  
ショップカード等でも可。

消費者の皆様も、スーパーなどで袋詰のお米を購入する際に表示をご確認ください。また、レストランなどで米飯をご注文の際は産地情報をご確認ください。

沖縄総合事務局消費・安全課では、お米の表示に関する情報のほか、食に関する情報を消費者の皆様に引き続き情報提供してまいります。

### お問い合わせ先

農林水産部 消費・安全課 ☎ 098-866-1672